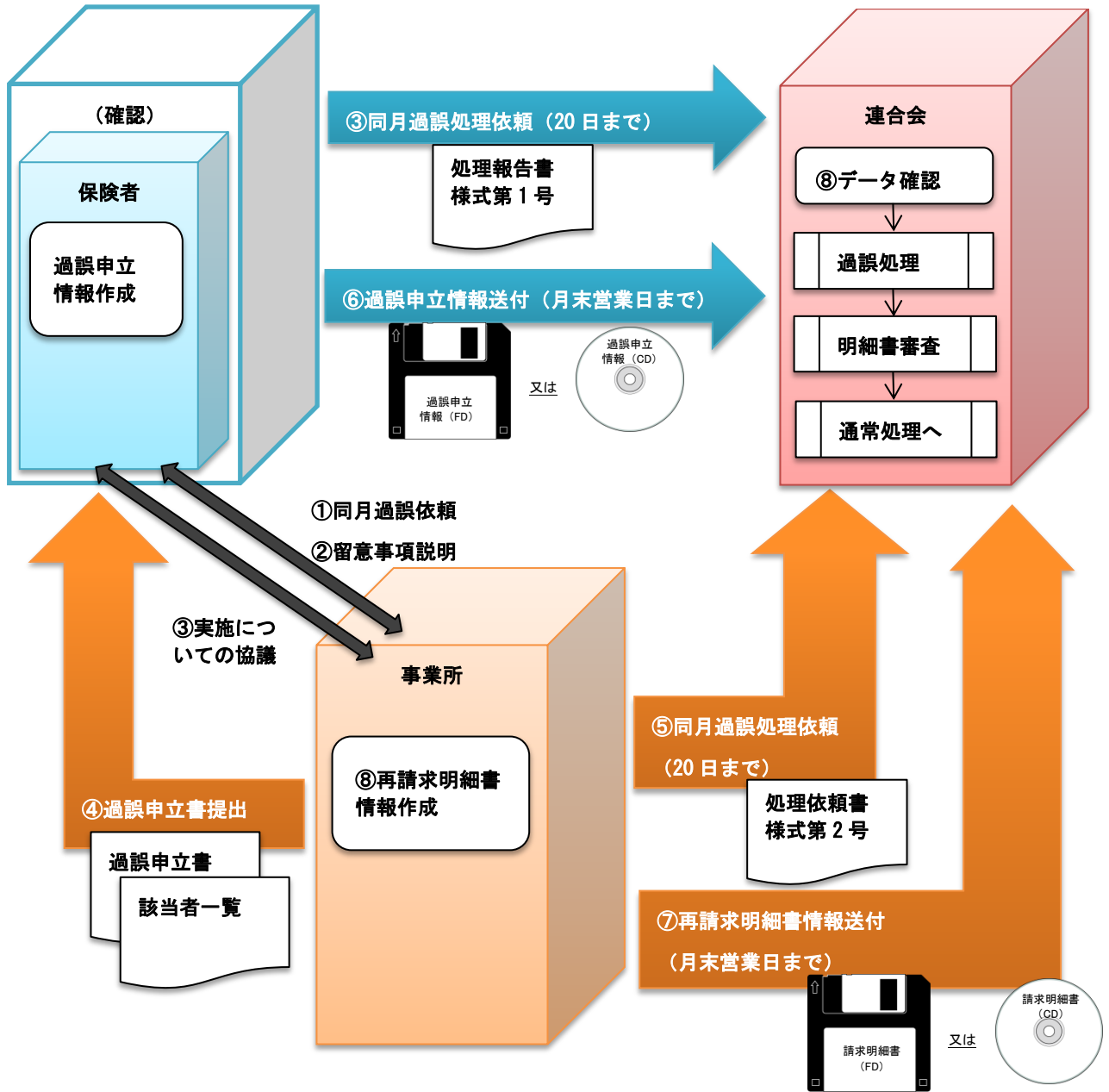


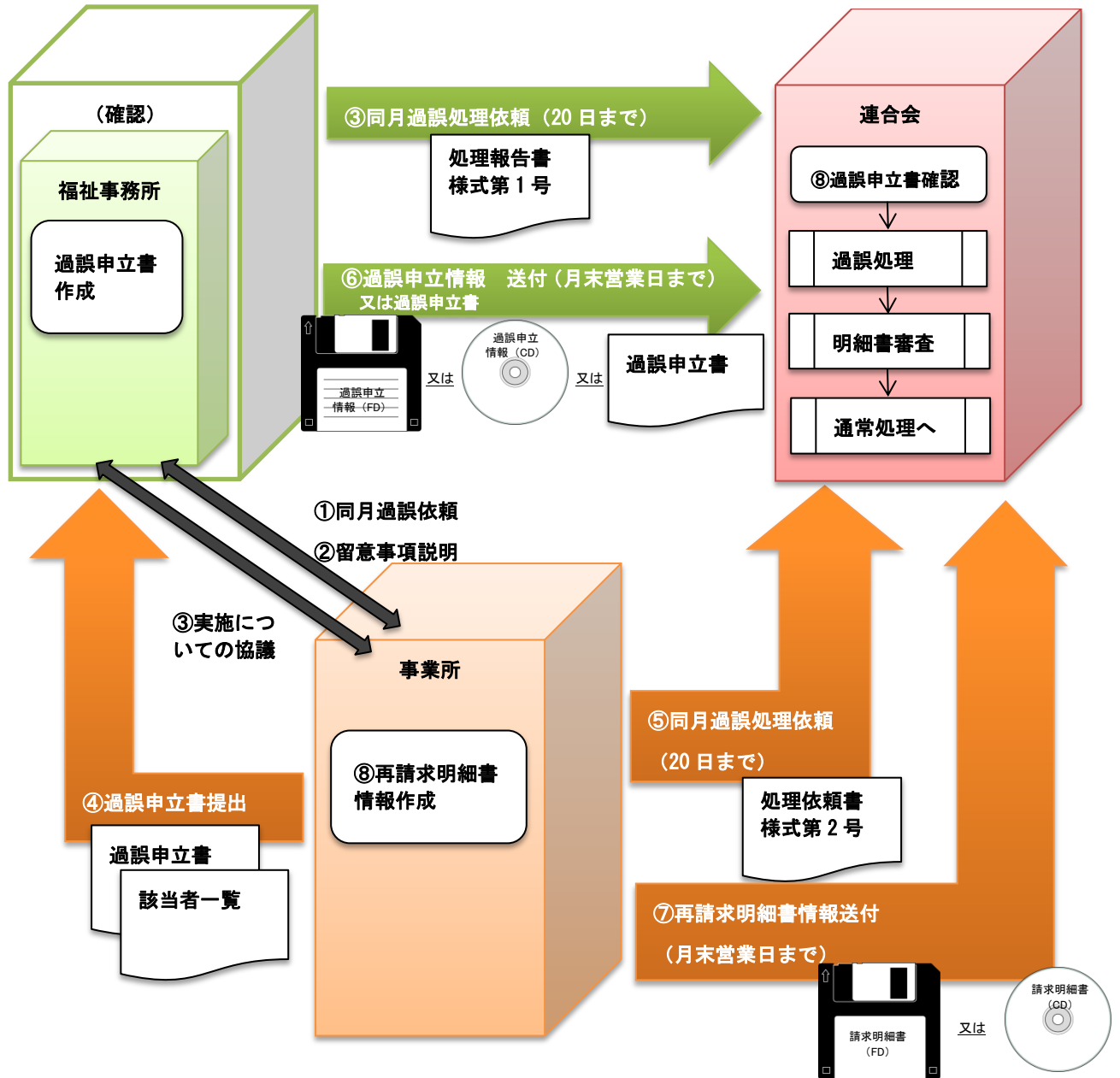
過誤・再審査同月処理実施手順（保険者）

長崎県国民健康保険団体連合会



過誤・再審査同月処理実施手順（福祉事務所）

長崎県国民健康保険団体連合会



実施手順

- 「長崎県国保連合会介護給付費請求明細書及び介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書過誤取下及び再請求同月処理実施要領」より抜粋

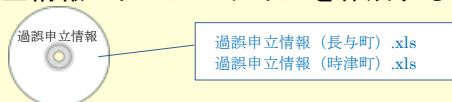
第7条 「過誤・再審査同月処理」の手順は次のとおりとする。

- (1) 事業所から保険者等に同月過誤処理依頼を行う。
- (2) 事業所から同月過誤の希望があった場合は、保険者等より留意事項を説明する。
- (3) 保険者等は、事業所と協議のうえ処理月を決定し、「過誤取下・再請求審査同月処理に関する報告書」（様式第1号）を処理月の前月20日までに国保連合会へ提出する。
- (4) 事業所は、保険者等あて過誤申立書及び該当者一覧表を提出する。
- (5) 事業所は、「過誤取下・再請求審査同月処理依頼書」（様式第2号）を処理月の前月20日までに国保連合会へ提出する。
- (6) 保険者等は、過誤申立書及び再請求明細一覧表を突合確認し、過誤申立情報を事業所ごとにCD-R又はFDを作成し（福祉事務所において過誤申立情報のCD-R又はFD作成が難しい場合は介護給付費過誤申立書を作成し）、処理月の前月末日までに国保連合会へ提出する。
- (7) 事業所は再請求明細書をCD-R又はFDで作成し、処理月の前月末日までに国保連合会へ提出する。
- (8) 国保連合会は送付された情報により、通常処理とは別に処理月10日までに過誤取り下げを行い、再請求明細書審査処理を行う。

2. 前項（8）の国保連合会の処理は、過誤申立情報と再請求明細書情報が一致した場合に限り実施する。ただし、保険者等が必要と認める場合における長崎県外に住所を有する被保険者等にかかる過誤申立情報については長崎県国保連合会に提出しないため一致の確認は行わない。

その他

- 長崎県外に所在する介護保険事業所の再請求明細書情報については、長崎県国保連合会に提出しないため過誤申立情報と再請求明細書情報の一致の確認は行わない。
- 保険者の過誤申立情報に被保護者の情報が含まれる場合、保険者は過誤申立情報のエクセルファイル（「過誤申立書入力フォーム」）において通常被保険者と同一のシートに入力する。
- 福祉事務所が過誤申立情報のエクセルファイル（「過誤申立書入力フォーム」）を作成する場合、保険者毎にファイルを分けて作成する。
（例）西彼福祉事務所において、長与町と時津町の被保護者の情報を作成する場合は、長与町と時津町それぞれの過誤申立情報エクセルファイルを作成する。



- 再請求明細書情報及び過誤申立情報の受付はCD-R又はFDで行い、伝送では受付不可である。